保育闘争委員会ニュース

公的保育を守り拡充させよう

2012年 8月28日(火) 第**85**号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

アピール

新システム関連法の成立のもとで、公的保育を 守り拡充する取り組みを改めて強めよう

2012 年 8 月 28 日 東京自治労連中央執行委員会

「子ども・子育て新システム」関連三党修正法が、多くの批判や危惧を押し切って8月10日成立した。

「新システム」に反対する全国のたたかいの発展のもとで、児童福祉法24条第1項に区市町村の保育実施義務を残すという重要な修正がされたが、その一方で同第2項には直接契約施設である認定子ども園・小規模保育施設等が位置づけられた。保育所への運営費補助から利用者補助への転換、保育の認定制度と短時間保育の導入、公私連携型認定子ども園・保育所などが制度化された。

今回の法制定・改正によって、区市町村の保育実施義務にもとづく認可保育所と直接契約の施設が併存することになり、区市町村の保育の実施義務を堅持させ公的保育制度として拡充させていくのか、区市町村が保育実施義務を希薄化・投げ捨て、市場化を進めるのか、二つの道が鋭く問われる状況が続くことになる。改めて、公的保育を守り拡充する取り組みを強めることが求められる。

また、複雑な施設体系となったこと、認可保育所の基準より低い地域型保育施設が制度化され保育に差別が導入されること、認定と入所の二重の負担を保護者に強いること、保育への企業参入が促進されること、短時間保育導入によってバラバラ保育になりかねないこと、利用者補助方式により経営が不安定化すること、膨大な請求等の事務が発生することなど、矛盾・問題点を抱え、何のための制度化かが厳しく問われている。

今後、2015年の施行に向けて、施設の種類毎の人員・施設基準・給付額、保育料、認定と入所の扱い、長・短の保育時間の設定、認可保育所建設費補助、営利企業等における余剰金等の規制など重要な内容の政省令が制定されていく。子どもの利益と保護者の要望、保育労働者の労働条件と安定した経営に最大限応える内容とするために、政府に対する取り組みの強化が求められる。また、3000億円を人員配置基準等の改善に充てるとしており、この点での攻勢的取り組みも必要である。

親と保育者労働者、保育関係者の「子どもたちの豊かな成長を支える保育への思い」は切実であり、公的保育の堅持・拡充と認可保育所増設による待機児童の解消を求め、国、東京都、区市町村に向け、地域から多彩で豊かな共同を広げよう。

東京自治労連は、「新システム」を阻止するために組織をあげて取り組みを進め、全国のたたかいにおいても積極的な役割を果たしてきた。この間の各単組と組合員の奮闘にこころより感謝を申し上げるとともに、日本の保育の岐路に立つ情勢を見据え、一層のたたかいの強化を呼びかけるものである。

以上

【傘下の組織や保育関係者に配信・配布してください。配信希望者は氏名と所属、「保育闘争委ニュース希望」と明記し、パソコンよりメールでお申し込みを。内容を圧縮した「携帯メールニュース」は携帯からメールでお申し込みを】